

一関地区広域行政組合議会定例会条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、一関地区広域行政組合議会定例会の回数を定めるものとする。

(定例会の回数)

第2条 一関地区広域行政組合議会定例会は、年2回とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年の一関地区広域行政組合議会定例会の回数の特例)

2 平成18年に係る一関市議会定例会の回数は、第2条の規定にかかわらず、1回とする。